

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準	
							概要又は名称	様式6 【ファイル番号】
5条_環1	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	20-1	計画変更又は廃止の命令	届出に係る特定施設から発生し、及び排出され、若しくは飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき	30401
5条_環2	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	24-1	改善命令等	届出に係る特定施設から発生し、及び排出され、若しくは飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき	30402
5条_環3	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	29-1	計画変更又は廃止の命令	公害防止条例施行規則(平成7年宮城県規則第79条) 第3条	30403
5条_環4	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	33-1	改善命令等	公害防止条例施行規則(平成7年宮城県規則第79条) 第3条	30404
5条_環5	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	42-2	改善命令等	届出に係る特定事業場から発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められるとき	30405
5条_環6	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	46-1	計画変更又は廃止の命令	特定事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しないと認めるとき	30406
5条_環7	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	50-2	改善命令等	特定事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるとき	30407
5条_環8	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	55-1	計画変更又は廃止の命令	公害防止条例施行規則(平成7年宮城県規則第79条) 第11条	30408
5条_環9	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	55-2	計画変更又は廃止の命令	揚水設備により採取する地下水の状況、代替水源の状況、当該地域の地盤沈下の状況その他の理由により、地下水の採取量を減少させ、又は他の水源からの水の供給を受けさせることが適当であると認めるときは、構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。	30408
5条_環10	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	59-2	措置命令	地下水採取規制地域において総合的に判断して、地下水の採取を制限しなければ、地盤の沈下が更に進行し、又は地盤の沈下が発生するおそれが著しいと認めるときは、揚水設備に係る地下水の採取量を削減し、又は水源を転換すべきことを勧告することができ、勧告に従わない時は措置を命ずることができる。。	30409
5条_環11	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウカ`体`ウジ`ョウレイ	64-2	改善命令等	飲食店営業等を営む者が規制基準等に違反することにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき	30410
5条_環12	環境生活部	保健所	簡易給水施設等の規制に関する条例	カンキョウスイセツノウキセニカンスル`ジ`ョウレイ	13の2	給水停止命令	簡易給水施設の布設者が改善の指示（第13条第1項又は第2項）に従わない場合において、給水を継続させることが当該簡易給水施設の利用者の利益を害すると認めるときは、当該簡易給水施設の布設者に対し、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該簡易給水施設による給水を停止すべき旨を命ずる。	30701
5条_環13	環境生活部	保健所	動物の愛護及び管理に関する条例	ト`ウア`ツノアイ`コ`オホヒ`カンリニカンスル`ジ`ョウレイ	12	措置命令	動物の愛護及び管理に関する条例第12条	30702

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準	
							概要又は名称	様式6 【ファイル番号】
5条_環14	環境生活部	食と暮らしの安全 推進課	ふぐの処理等の規制に関 する条例	フグノシヨリトウノキセニカンスル ジョウレイ	16	免許の取消し等	<p>知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。</p> <p>1. 偽りその他不正の手段により免許を受けた者であることが判明したとき。</p> <p>2. 第六条第二号に該当することとなったとき。</p> <p>知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、ふぐの処理に従事することの停止を命ずることができる。</p> <p>1. 第七条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>2. 前条の規定に違反したとき。</p> <p>3. 県の区域において、ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。</p>	30703
5条_環15	環境生活部	循環型社会推進課	土砂等の埋立て等の規制 に関する条例	トシヤクノウメタテトウノキセニカンスル ジョウレイ	20	・措置命令 ・土砂等の埋立て等 の停止命令	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱第3条	30801
5条_環16	環境生活部	循環型社会推進課	土砂等の埋立て等の規制 に関する条例	トシヤクノウメタテトウノキセニカンスル ジョウレイ	21-1	・許可取消 ・土砂等の埋立て等 の停止命令	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱第4条、5条、6条	30802
5条_環17	環境生活部	循環型社会推進課	土砂等の埋立て等の規制 に関する条例	トシヤクノウメタテトウノキセニカンスル ジョウレイ	23	土砂等搬入禁止区域 の指定	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱第8条	30803
5条_環18	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	ケンミンカイカンジョウレイ	11	使用許可の取消し等	<p>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>1. この条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>2. 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>3. 第九条第三項の条件に違反したとき。</p> <p>4. 前三号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。</p>	31101